

## 李江嵐議員の辞職勧告決議等について

### 【令和8年3月定例会における辞職勧告決議】

3月19日開催の本会議において「本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、李江嵐議員に反省を強く求める」として、議員3名の発議により李江嵐議員に対する3回目の辞職勧告決議案が提出されました。これに対して李江嵐議員からは「本件と真摯に向き合い、反省すべき点は受け止めながら、今後の行動によって信頼の回復を努めてまいりたい。現時点で職を辞することは、市民から託された責任を放棄することにもつながるものであり、適切でないと判断している」と弁明がありました。また討論では「処分については、合理性、合法性、慎重さが必要である。来週には裁判所の判決が出るので司法の判断をよく検証すべき」という意見がありました。

採決の結果、賛成多数で可決しました。

### 【李江嵐議員に対する除名処分の取消判決および審決】

令和7年6月26日に本市議会在が議決した李江嵐議員に対する除名処分について、3月下旬に裁判所の判決および福井県知事による審決が出され、いずれも「除名処分を取り消す」との判断でした。

主な理由は、「処分の根拠とされた備忘録の記載内容や特別委員会での答弁について、地方自治法第132条や勝山市議会会議規則第151条に反するとは認められない。よって懲罰事由が認められないため本件除名処分は違法である（判決）」「懲罰事由が存在しないか、仮にあったとしても、処分内容との均衡を欠くものである（審決）」という趣旨のものでした。

勝山市議会としましては控訴は行わず、この結果を受け止めて今後の議会運営に努めてまいります。

これまでの経緯（時系列）

年 月	事 項
令和7年 6月26日	・ 李江嵐議員が市民に対して行った行為について、勝山市議会議員政治倫理条例に反したとして勝山市議会が辞職勧告決議を可決 ・ 李江嵐議員が政治倫理調査特別委員会に提出した「備忘録」の記載に個人的な事象や虚偽歪曲があり、地方自治法や勝山市議会会議規則に反したとして勝山市議会が除名処分を可決
令和7年 7月	李江嵐議員が福井地方裁判所に除名処分取消請求、除名処分執行停止の申立て及び福井県知事に審決の申請。7月31日、福井地方裁判所による除名処分執行停止の決定（議員の地位回復）
令和7年11月	11月11日付けで李江嵐議員が暴行の罪で略式起訴され、11月18日付けで罰金10万円の略式命令を受ける
令和7年12月18日	李江嵐議員の罰金刑確定を受け、辞職勧告決議（2回目）を可決
令和8年 3月19日	辞職勧告決議（3回目）を可決
令和8年 3月24日	福井地方裁判所が「除名処分取消」の判決
令和8年 3月27日	福井県知事が「除名処分取消」の審決

## 本会議ライブ動画配信を始めました

議場での本会議の様子をインターネットのYouTubeでリアルタイム配信します。

これまでは市長招集あいさつ及び会派代表者質問・一般質問のみでしたが、今後は本会議全般（秘密会を除く）をご覧いただけます。スマートフォン等から視聴できますので、傍聴が難しい方にも議会の議論を身近に感じていただけたと思います。字幕配信とあわせ、より開かれた議会を目指します。

詳しくは勝山市ホームページをご覧ください。

※通信環境等により、映像が停止したり音声が途絶えたりする場合があります。

※ライブ動画配信終了後もこれまでどおりYouTubeで視聴可能です。